

## 盛岡市入札の中止等に関する運用基準

令和8年2月24日

市長 決 裁

(趣旨)

**第1** この基準は、盛岡市（盛岡市上下水道局を含む。）が発注する建設工事その他の契約事務の処理にあたり、公平性や透明性の確保の観点から、適正な入札の執行及び契約の締結が困難と認められる場合に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2** この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約担当者

盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）第2条第1項第8号に定める契約担当者をいう。

(2) 入札等

入札又は随意契約見積をいう。

(3) 入札手続きにおける誤謬

一般競争入札公告、指名競争入札通知及び随意契約見積通知において示した事項（設計図書・仕様書等を含む。）に誤りがあり、入札等の適正な執行が困難と認められるもの。

(4) 不正行為

談合等、不正な行為の事実があった場合又はそのおそれがあり、適正な入札等の執行が困難と認められるもの。

(入札等の開札時間前に事実を発見した場合)

**第3** 契約担当者は、一般競争入札公告（指名競争入札にあっては指名競争入札通知、随意契約の場合にあっては随意契約見積通知とする。以下同じ。）をし、当該入札書（随意契約の場合にあっては見積書。以下同じ。）の開札時間前に入札手続きにおける誤謬、不正行為を知り得た場合、又は地震、豪雨・豪雪など自然的要因その他の人為的な現象によって、入札等の執行が困難と契約担当者が認めた場合は、当該入札等を延期又は中止することができる。ただし、入札手続きにおける誤謬において、誤りの訂正及び周知など、必要な措置を講じることにより、正常かつ公正な入札等の執行が確保できると契約担当者が認めるときは、入札を継続することができるものとする。

(落札者の決定前に事実を発見した場合)

**第4** 契約担当者は、入札書の開札（随意契約にあっては見積書の開封）をし、当該入札等

の落札者（随意契約にあつては契約の相手方。以下同じ。）の決定前に入札手続きにおける誤謬又は不正な行為を発見した場合は、当該入札等を中止する。ただし、これらの事実が、公正な入札等の執行及び落札者の決定に影響を及ぼさないものであると契約当事者が認めたときは、入札等を継続することができるものとする。

（契約の締結前に事実を発見した場合）

**第5** 契約当事者は、落札者を決定し、当該契約を締結する前に入札手続きにおける誤謬又は不正行為を発見した場合で、これらの事実が正常かつ公正な入札等の執行及び落札者の決定に影響を及ぼすものであると認められる場合は、当該入札等に係る落札者の決定を取り消した上で、入札等を中止することがある。この場合において、契約当事者は、当該中止の原因が発注者の責めに帰すものである場合は、当該落札者に対して、当該決定を取り消すことについて十分な説明を行わなければならない。

**2** 前項の規定にかかわらず、落札者の決定を取り消すことで、正常かつ公正な入札等の執行が確保できると認められる場合で、本来の落札者となるべき者が特定できる場合は、契約当事者は当該落札者となるべき者を落札者とするすることで、入札等を中止しないことができるものとする。

（費用負担）

**第6** 本基準に該当し、入札等を中止した場合において、入札等に参加した者の当該入札等に参加するために生じた経費については、盛岡市は一切負担しないものとする。

## 附 則

この運用基準は、令和8年2月24日から施行する。